

# 令和6年木造建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

## 問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

- この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
- この問題集は、表紙を含めて12枚になっています。
- この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 問題は、全て五肢択一式です。
- 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
- 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(4)のとおりです。
  - 適用すべき法令については、令和6年1月1日現在において施行されているものとします。
  - 建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあつては考慮しないものとします。
  - 各種法令に定める手続等に係る「情報通信の技術を利用する方法」等については、問題の文章中に特に記述がない場合にあつては考慮しないものとします。
  - 地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
- この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。  
(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)

# 学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 神社建築とその建築様式との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 大崎八幡宮社殿(宮城県) ————— 権現造り
2. 伊勢神宮内宮正殿(三重県) ————— 神明造り
3. 住吉大社本殿(大阪府) ————— 流れ造り
4. 春日大社本殿(奈良県) ————— 春日造り
5. 出雲大社本殿(島根県) ————— 大社造り

〔No. 2〕 建築環境工学に関する用語とその単位との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 光度 ————— cd
2. 輝度 ————— lx
3. 熱伝達率 —————  $W/(m^2 \cdot K)$
4. 音圧レベル ————— dB
5. 直達日射量 —————  $W/m^2$

〔No. 3〕 空気環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 揮発性有機化合物(VOC)は、シックハウス症候群の原因物質の一つとされている。
2. 室内における二酸化炭素の許容濃度は、一酸化炭素の許容濃度より高い。
3. 空気齢は、室内へ流入した空気が、流入口から室内のある点までに達するのに要する平均時間である。
4. 相対湿度が同じであれば、温度の低い空気のほうが、水蒸気量は多くなる。
5. 風による建築物の風上側と風下側の間に生じる圧力差は、風速の二乗に比例する。

〔No. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 熱容量の小さい建築物は、一般に、熱容量の大きい建築物に比べて、暖房停止後の室温低下が緩やかである。
2. 普通コンクリートの熱伝導率は、軽量コンクリートの熱伝導率に比べて大きい。
3. 熱放射は、電磁波による熱移動現象であり、真空中においても、熱は移動する。
4. 断熱性の高い建築物ほど、一般に、その外皮平均熱貫流率( $U_A$ 値)は小さい。
5. 外壁の内部結露を防止するためには、防湿層を断熱材の室内側に設けることが有効である。

〔No. 5〕 日射・光・色彩に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 昼光率は、窓の方位・位置・大きさ、室内表面の反射率、窓の外側の建築物や樹木の状況等に影響される。
2. 光源の色温度が高くなるほど、光色は青みがかった色へと変化する。
3. フリッカーは、光の点滅等による細かい明暗変化のことであり、不快感を引き起こす原因となる。
4. マンセル色立体における彩度は、中心軸から半径方向に彩度を配置し、その軸から遠ざかるにつれて鮮やかになる。
5. 進出色は、周囲よりも飛び出して見える色をいい、寒色系、低明度色がこれに該当する。

〔No. 6〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 1,000 Hzの純音は、250 Hzの純音に対して2オクターブ周波数が高い。
2. 残響時間は、一般に、在室人数が多くなると短くなる。
3. 壁体の遮音は、壁体への入射音を、反射と吸音により壁体の反対側に透過させないことである。
4. 重量や剛性のある材料は、一般に、固体伝搬音の防止に有効である。
5. 音の大きさに対する聴覚の感度は、一般に、高音域の音より低音域の音のほうが高い。

〔No. 7〕 気候・気象・地球環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 大気の温室効果は、地表面からの長波長放射が大気が吸収して再放射すること等により、地表面を温暖に保つ効果のことである。
2. 月平均気温の年較差は、高緯度地方では大きく、低緯度地方では小さくなる傾向がある。
3. 縦軸に月平均気温、横軸に月平均湿度をプロットし、年間の推移を示した図をクリモグラフという。
4. CASBEEは、建築物の環境性能について、環境品質(Q)に環境負荷(L)を乗じて評価し、格付けする手法である。
5. 建築物の建設から、運用、更新、解体・処分に至る一連の過程で排出されるCO<sub>2</sub>排出量を分析・評価することをLCCO<sub>2</sub>(ライフサイクルCO<sub>2</sub>)評価という。

〔No. 8〕 一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 屋内と屋外のつながりを考慮して、居室の庭に面する部分に濡れ縁を設けた。
2. 玄関まわりに、門扉からの人の動線を考慮して、ポーチを設けた。
3. サービスヤードは、勝手口の近くを避け、玄関に隣接して設けた。
4. 外部に対してプライバシーを確保するために、コートハウスとした。
5. 建築物と隣地境界線との距離は、防火や通風、設備の配管スペースなどを考慮して、1.5 m確保した。

〔No. 9〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. テラスハウスは、一般に、高層の集合住宅に比べて、敷地面積に対する住戸の密度が低くなる。
2. メゾネット型は、一般に、フラット型に比べて、共用部分の通路の面積を少なくすることができる。
3. 中廊下型は、一般に、片廊下型に比べて、敷地面積に対する住戸の密度が高くなる。
4. 片廊下型は、一般に、階段室型に比べて、共用部分の通路の面積を少なくすることができる。
5. 共同住宅は、一般に、一戸建て住宅に比べて、敷地面積に対する住戸の密度が高くなる。

〔N o. 10〕 併用住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 飲食店併用住宅の店舗において、少人数や多人数の来客に柔軟に対応するため、4人席のテーブルを二つに分割できるようにし、壁側の席を長椅子とした。
2. 美容院併用住宅の美容室の床及び腰板を、不浸透性材料とした。
3. 診療所併用住宅の療養病床の個室の内法面積を、4.3 m<sup>2</sup>とした。
4. 物販店併用住宅の店舗のレジカウンターの高さを、床面から75 cmとした。
5. 事務所併用住宅の事務室の間仕切りの高さを、座ったままで見通すことができるように、床面から110 cmとした。

〔N o. 11〕 伝統的な木造建築に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 付け柱は、構造的には荷重を受けることのない化粧材の柱である。
2. 踏込み床は、畳寄せの上に床<sup>がまち</sup>框を置き、内部に床板や床畳を敷き込んだものである。
3. 畳の大きさは、田舎間より京間のほうが大きい。
4. 舟底天井は、断面が弓形又は屋形であり、天井の中央部分が両端に比べて高くなっている。
5. 欄間は、採光・通風・装飾等の目的で、天井と鴨居との間に設けられる開口部である。

〔N o. 12〕 次の建築物と用語との組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 劇場 ————— サイトライン
2. 社会福祉施設 ————— デイルーム
3. 工場 ————— ホワイトキューブ
4. 事務所 ————— サイドコア
5. 図書館 ————— マイクロフィルムコーナー

〔N o. 13〕 一戸建て住宅の諸室等の一般的な平面寸法として、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 4人家族の食事スペースを、240 cm×240 cmとした。
2. 洋式大便器を設ける便所を、70 cm(幅)×120 cm(奥行)とした。
3. 外開きの玄関扉における玄関の土間を、125 cm(幅)×90 cm(奥行)とした。
4. 洋風の浴槽を設ける浴室を、180 cm×180 cmとした。
5. 小型自動車2台分の駐車スペースを、550 cm×550 cmとした。

〔N o. 14〕 住宅の屋根に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 入母屋<sup>いりもや</sup>屋根は、上部を切妻とし、下部の屋根を四方に葺きおろした屋根である。
2. 寄棟屋根は、大棟から四方に葺きおろした屋根である。
3. 日本瓦葺の屋根の最小勾配は、一般に、 $\frac{4}{10}$  とする。
4. 住宅屋根用化粧スレート板葺の屋根の最小勾配は、一般に、 $\frac{3}{10}$  とする。
5. 金属板立てはぜ葺の屋根の最小勾配は、一般に、 $\frac{2}{10}$  とする。

〔N o. 15〕 住宅の窓に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 回転窓は、室内からガラスの室外面の清掃が容易な窓である。
2. ルーバー窓は、ガラス板の角度を調節することにより、通風の機能をもたせた窓である。
3. 掃出し窓は、下端が床面と同じ高さに設けられた窓である。
4. 型板ガラスを使用した窓は、光を拡散するとともに、視線を遮る効果がある。
5. たて滑り出し窓は、建具の上<sup>かみ</sup>框<sup>がまち</sup>を下げながら下<sup>しも</sup>框<sup>がまち</sup>を外側に開く窓である。

〔N o. 16〕 建築材料、仕上げに関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ALCパネルは、軽量気泡コンクリート製品であり、防水性に優れている。
2. 竿縁天井の竿縁の方向は、一般に、床の間に対して平行とする。
3. ポリカーボネート板は、衝撃強度の強いプラスチックの一種で、カーポートの屋根等に用いられる。
4. 合わせガラスは、割れても破片が飛散しないので、人が衝突する危険性のある店舗のショーウィンドウのガラス等に用いられる。
5. ジェットバーナー仕上げは、花こう岩等の表面を凹凸に仕上げるもので、玄関等の床の仕上げに用いられる。

〔No. 17〕 高齢者、車椅子使用者等に配慮した一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ヒートショックの危険性を低減するため、部屋間の温度差をなくすように工夫した。
2. 玄関において、式台を設けなかったため、上がり框がまちの高さを、20 cmとした。
3. 階段の最下段は、廊下に突き出さないようにした。
4. 車椅子使用者が日常的に利用する収納家具の最上段の棚の高さを、120 cmとした。
5. 屋内階段の勾配を、 $\frac{7}{11}$ とした。

〔No. 18〕 木造住宅のリフォームに関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 浴室は、防水性を考慮し、かつ、浴槽より上の壁及び天井の仕上げ材を自由に選択するためにハーフユニットバスとした。
2. 室内で犬を飼うに当たり、床材は、滑りにくく、掃除のしやすい仕上げとした。
3. 1階の床を改修するに当たり、防湿対策として、床下の地面全面に透湿防水シートを敷き詰めた。
4. 屋根材料を日本瓦から金属板葺に変更するに当たり、断熱性及び防音性を考慮して、下地に断熱材を入れた。
5. 外部からの騒音を軽減するため、サッシを二重にするとともに、外壁の室内側のせっこうボード下地を二重張りとした。

〔No. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 排水通気設備 ————— ベントキャップ
2. 衛生設備 ————— フラッシュバルブ
3. 電気設備 ————— アウトレットボックス
4. 暖房設備 ————— コールドドラフト
5. 浄化槽設備 ————— フラッシュオーバー

〔N o. 20〕 冷暖房設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 放射冷房は、気流や温度むらによる不快感が少なく、設定温度を高くしても、快適な室内環境を得やすい。
2. 空気熱源ヒートポンプ式のエアコンは、冷媒配管長さや室内機と室外機の設置位置の高低差によって、その能力は変化する。
3. デシカント方式は、冷却除湿方式に比べて、顕熱のみを効率よく除去することができる。
4. ファンコイルユニット方式は、冷水又は温水を冷温水コイルに送ることで冷暖房を行うことができる。
5. ダクト式セントラル空調機は、ヒートポンプ式熱源機等により空調された空気をダクトにより住戸内の居室等へ供給し、住戸全体を空調することができる。

〔N o. 21〕 換気設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 便所の換気は、一般に、第3種換気が用いられる。
2. 全熱交換型換気扇は、一般に、給気の風量に比べて排気の風量が少なくなると、熱交換の効率が高くなる。
3. 置換換気は、空気の浮力を利用した換気方式である。
4. 換気回数は、室の1時間当たりの換気量を室の容積で除した値であり、その室の空気が1時間で入れ替わる回数である。
5. 外壁に設ける外気取入れのための給気口を排気のための換気扇の近くに設置すると、一般に、室全体の換気効率は低下する。

〔N o. 22〕 給湯設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 給湯配管のヘッダー方式は、配管が大口径のため管路内の保有水量が多くなり、出湯までの時間が長くなる。
2. シングルレバー式混合水栓における水優先吐水機構は、湯の使用量を削減するために、レバーハンドルが中央位置でも湯を吐出しないものなどをいう。
3. 潜熱回収型ガス給湯機は、燃焼排気ガスの潜熱も回収し、給水の予熱として利用することで熱効率を向上させる。
4. ハイブリッド給湯システムは、給湯負荷変動が少ないベース負荷をヒートポンプ給湯機が受け持ち、ベース負荷を超える場合に燃焼式加熱機でバックアップする仕組みとなっている。
5. 局所式の給湯方式において、湯待ち時間を短くするためには、一般に、給湯箇所の近くに加熱装置を設置する。

〔N o. 23〕 電気・照明・防災設備に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 電圧の種別において、低圧は、直流で 600 V以下、交流で 750 V以下のものである。
2. 電気設備において、単相 3 線式の配線は、100 Vと 200 Vの 2 種類の電圧を別々に利用することができる。
3. 同一の電線管内に収める電線本数が増えると、1 本当たりの電線の許容電流は低減する。
4. ライティングダクトは、あらかじめ施設されたダクトの範囲内において、任意の位置に照明器具、コンセントなどの取付けができるものである。
5. 住宅の寝室には、一般に、住宅用防災警報器、又は住宅用防災報知設備の感知器を設置しなければならない。

〔N o. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を敷地内の汚水排水管に接続する場合には、雨水排水管にトラップますを設ける。
2. 排水トラップの封水深は、一般に、50～100 mmとする。
3. 飲料用貯水槽などの間接排水における排水口空間の最小値は、150 mmとする。
4. 自然流下式の排水立て管の管径は、一般に、上層階より下層階のほうを大きくする。
5. 通気管の末端は、建築物の張出しの下部に開口してはならない。

〔N o. 25〕 建築設備の省エネルギーに関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. APFは、通年エネルギー消費効率ともいわれ、ヒートポンプエアコン等の年間の消費効率を評価する指標である。
2. DCモーターを搭載した換気機器は、消費電力が少なく、省エネルギーに有効である。
3. HEMSは、家電、給湯機器や発電設備等をネットワークでつなぎ、設備等の制御やエネルギーの可視化を行う技術である。
4. コージェネレーションシステムは、発電電力に加え、排熱を有効利用することでエネルギーを効率的に利用できる。
5. 太陽光発電システムは、一般に、太陽熱利用システムに比べて、エネルギー変換効率が高い。

## 学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「防火性能」という。
2. 2階建て住宅の1階から2階に通ずる屋内階段の過半の修繕は、「大規模の修繕」に該当する。
3. 店舗の売場は、「居室」である。
4. 2階建て住宅の2階において、前面道路の道路中心線から5mの距離にある部分は、原則として、「延焼のおそれのある部分」に該当する。
5. 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。

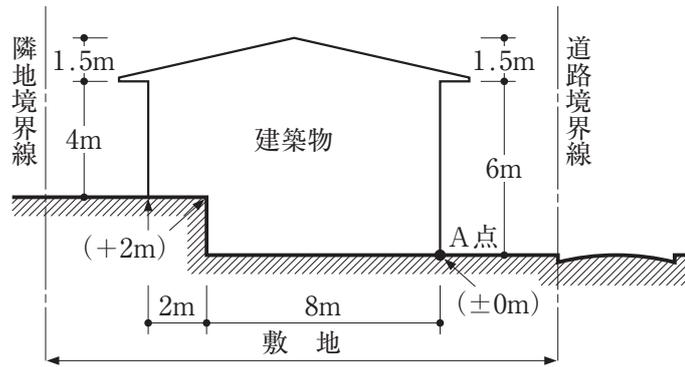
〔No. 2〕 都市計画区域内(都道府県知事が指定する確認が不要な地域ではないものとする。)における次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、指定確認検査機関による確認又は検査の引受けは考慮しないものとする。

1. 消防法に基づく住宅用防災機器の設置の規定については、建築基準関係規定として、建築主事による確認審査等の対象となる。
2. 完了検査申請書は、原則として、工事が完了した日から4日以内に到達するように、建築主が建築主事に提出する。
3. 防火地域又は準防火地域内において、建築物の一部である床面積が10m<sup>2</sup>の部分を改築しようとする場合は、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 建築主は、床面積の合計が15m<sup>2</sup>の建築物を建築しようとする場合、原則として、建築主事を經由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
5. 特定行政庁によって指定された特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

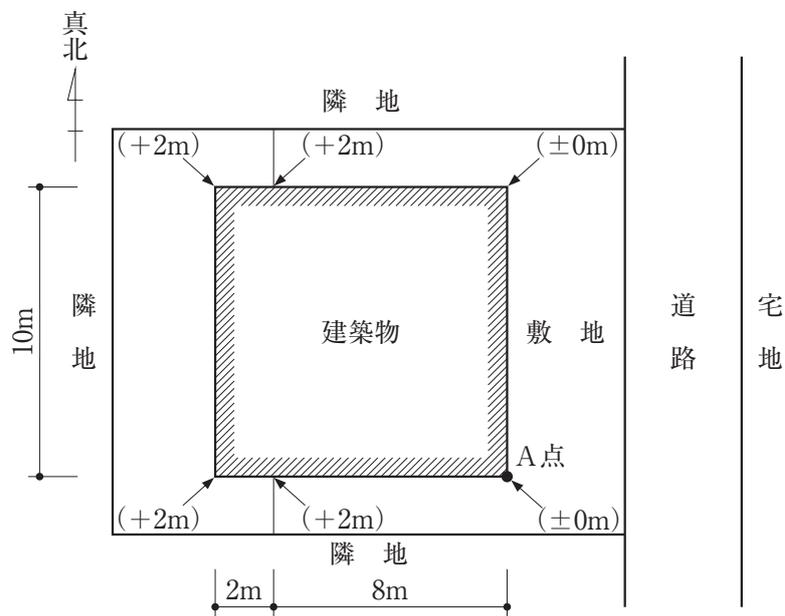
〔No. 3〕 木造建築物に関する次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。ただし、建築物の高さは、いずれも9m以下とする。

1. 平家建て、延べ面積280m<sup>2</sup>の病院から診療所(患者の収容施設があるもの)への用途の変更
2. 平家建て、延べ面積300m<sup>2</sup>の診療所(患者の収容施設がないもの)の新築
3. 2階建て、延べ面積200m<sup>2</sup>の一戸建て住宅の大規模の模様替
4. 2階建て、延べ面積200m<sup>2</sup>の共同住宅の新築
5. 2階建て、延べ面積250m<sup>2</sup>の博物館から図書館への用途の変更

[No. 4] 図のような建築物の地盤面からの高さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。



南側立面図

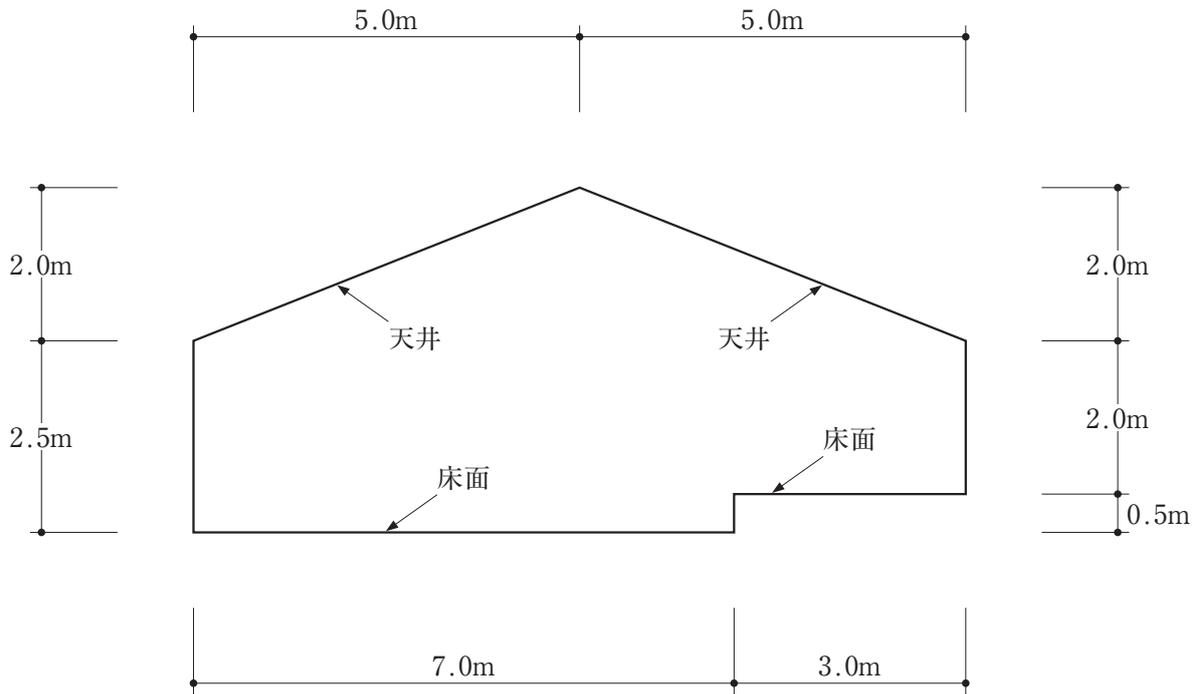


配置図

(注)各図中の( )内の数値は、A点を基準とする地面の高さを示す。

	計算式	地盤面からの高さ
1.	$(4 + 1.5) - \{(2 \times 2) + (2 \times 10)\} \div (10 \times 3)$	4.7 m
2.	$(4 + 1.5) - \{(2 \times 2 \times 2) + (2 \times 10)\} \div (10 \times 4)$	4.8 m
3.	$(6 + 1.5) - \{(2 \times 2) + (2 \times 10)\} \div (10 \times 3)$	6.7 m
4.	$(6 + 1.5) - \{(2 \times 2 \times 2) + (2 \times 10)\} \div (10 \times 4)$	6.8 m
5.	$(6 + 1.5) - \{(2 \times 2) + (2 \times 10)\} \div (10 \times 4)$	6.9 m

〔No. 5〕 張り間方向に図のような断面(桁行方向には同一とする。)を有する居室の天井の高さを算定する場合、建築基準法上、その高さとして、正しいものは、次のうちどれか。

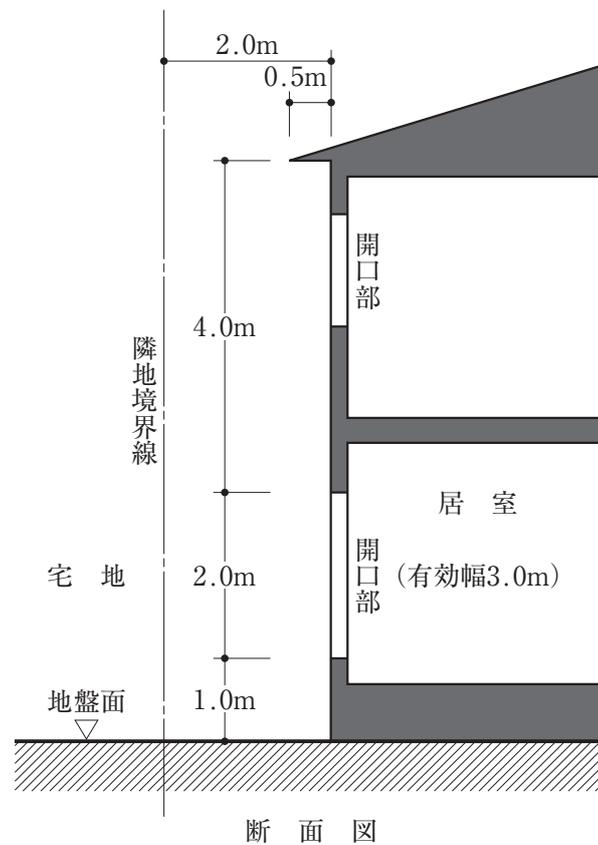


1. 2.75 m
2. 3.25 m
3. 3.35 m
4. 3.50 m
5. 4.50 m

〔No. 6〕 木造2階建て、延べ面積 200 m<sup>2</sup>の一戸建て住宅の1階から2階に通ずる屋内階段について、「階段の幅」、「蹴上げの寸法」及び「踏面の寸法」の組合せとして、建築基準法に適合しないものは、次のうちどれか。

	階段の幅	蹴上げの寸法	踏面の寸法
1.	120 cm	20 cm	24 cm
2.	80 cm	23 cm	15 cm
3.	80 cm	22 cm	21 cm
4.	75 cm	23 cm	14 cm
5.	75 cm	22 cm	21 cm

[No. 7] 商業地域内において、図のような断面を有する住宅の1階の居室の開口部で、建築基準法上、採光に有効な部分の面積は、次のうちどれか。ただし、図に記載されていないことについては考慮しないものとする。



	計 算 式	採光に有効な部分の面積
1.	$(2 \times 3) \times \left( \frac{2-0.5}{4+1} \times 6 - 1.4 \right)$	2.4 m <sup>2</sup>
2.	$(2 \times 3) \times \left( \frac{2}{4+2} \times 6 - 1.4 \right)$	3.6 m <sup>2</sup>
3.	$(2 \times 3) \times \left( \frac{2-0.5}{4+2} \times 10 - 1.0 \right)$	9.0 m <sup>2</sup>
4.	$(2 \times 3) \times \left( \frac{2-0.5}{4+1} \times 10 - 1.0 \right)$	12.0 m <sup>2</sup>
5.	$(2 \times 3) \times \left( \frac{2}{4+2} \times 10 - 1.0 \right)$	14.0 m <sup>2</sup>

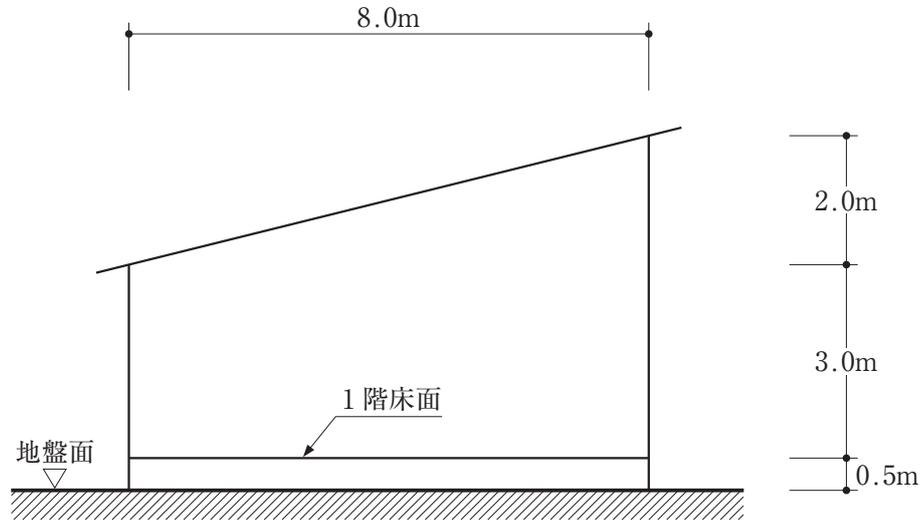
〔No. 8〕 木造2階建て、延べ面積150m<sup>2</sup>の一戸建て住宅に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 居住のための居室の採光に有効な部分の面積を、その居室の床面積に対して、 $\frac{1}{7}$ の割合以上とすることができなかつたので、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置を講じることとし、国土交通大臣が別に定める割合とした。
2. 換気設備を設けるべき調理室の換気設備の排気口について、煙突又は排気フードを有する排気筒を設けなかつたので、その下端を天井から下方75cmの高さの位置に設けた。
3. 下水道法第2条第八号に規定する処理区域内であつたので、便所を水洗便所とし、その污水管を合併処理浄化槽に連結した。
4. 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である建築基準法施行令で定める部分に使用する指定建築材料の品質は、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格又は日本農林規格に適合するものとした。
5. 階段に代わる傾斜路を設けたので、勾配を $\frac{1}{8}$ とし、かつ、表面を粗面とした。

〔No. 9〕 木造2階建て、延べ面積140m<sup>2</sup>の一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

1. 使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものとした。
2. 梁の中央部付近の下側には、耐力上支障のある欠込みをしないようにした。
3. 外壁は、鉄網モルタル塗とし、その下地には防水紙を使用した。
4. 引張り力を負担する筋かいに、厚さ4.5cm、幅9cmの木材を使用した。
5. 圧縮力を負担する筋かいに、径9mmの鉄筋を使用した。

[No. 10] 張り間方向に図のような立面をもつ木造平家建て、延べ面積  $120 \text{ m}^2$  の建築物の桁行方向について、見付面積から算定される構造耐力上必要な軸組の最小限の長さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域ではないものとする。



立面図

	計 算 式	必要な軸組の 最小限の長さ
1.	$\left\{8.0 \times 2.0 \times \frac{1}{2} + (3.0 - 1.5) \times 8.0\right\} \times 50$	1,000 cm
2.	$\left\{8.0 \times 2.0 \times \frac{1}{2} + (3.0 - 1.35) \times 8.0\right\} \times 50$	1,060 cm
3.	$\left\{8.0 \times 2.0 \times \frac{1}{2} + (3.5 - 1.35) \times 8.0\right\} \times 50$	1,260 cm
4.	$\left\{8.0 \times 2.0 \times \frac{1}{2} + (3.0 - 1.35) \times 8.0\right\} \times 75$	1,590 cm
5.	$\left\{8.0 \times 2.0 \times \frac{1}{2} + (3.5 - 1.35) \times 8.0\right\} \times 75$	1,890 cm

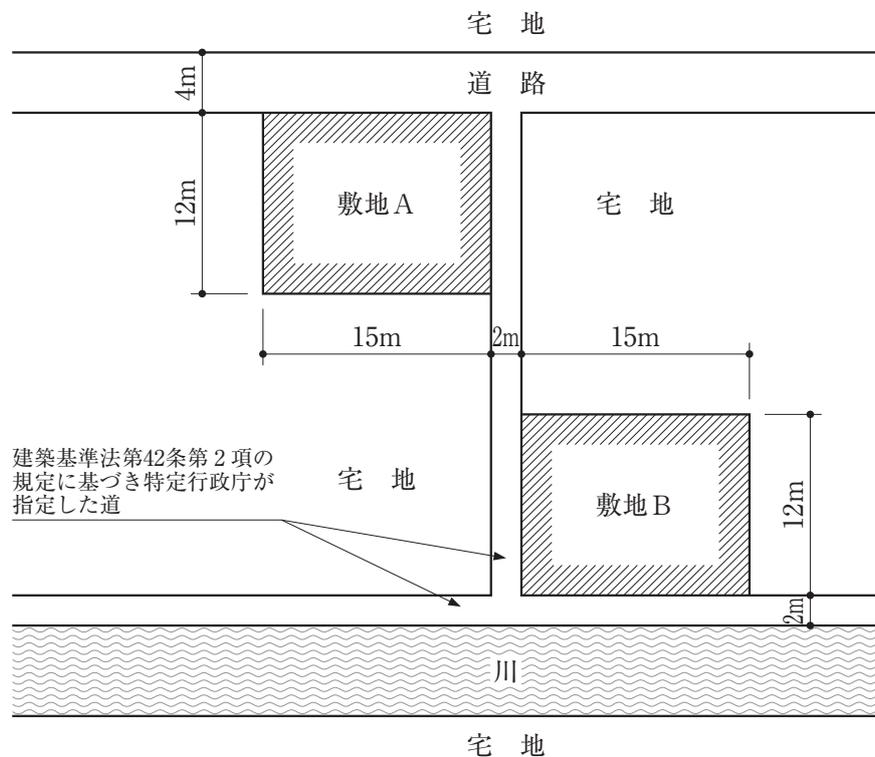
[N o. 11] 建築物の防火性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、防火地域及び準防火地域の指定はないものとする。また、天井は強化天井ではなく、界壁は自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分には該当しないものとする。

1. 木造2階建て、延べ面積260 m<sup>2</sup>の倉庫を新築する場合、耐火建築物としなくてもよい。
2. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内にある共同住宅の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて建築基準法施行令で定める技術的基準に適合するものでなければならない。
3. 木造2階建て、延べ面積150 m<sup>2</sup>の長屋を新築する場合、各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
4. 防火設備の遮炎性能に関する建築基準法第27条第1項の建築基準法施行令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものである。
5. 木造2階建て、延べ面積200 m<sup>2</sup>の旅館を新築する場合、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして建築基準法施行令で定めるものに、防火戸その他の建築基準法施行令で定める防火設備を設けなければならない。

[N o. 12] 建築基準法第35条の2の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、建築基準法第2条第九号の三イ又は口のいずれにも該当しないものとし、主要構造部は、耐火構造でなく、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」に該当しないものとする。また、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、国土交通大臣が定めるものはないものとする。

1. 内装の制限を受ける調理室において、床面からの高さが1.0 m以下の壁の部分の仕上げは、内装の制限の対象となる。
2. 内装の制限を受ける居室において、天井がない場合には、原則として、壁及び屋根の室内に面する部分の仕上げが、内装の制限の対象となる。
3. 木造平家建て、延べ面積30 m<sup>2</sup>の自動車車庫は、内装の制限を受ける。
4. 木造2階建て、延べ面積180 m<sup>2</sup>の住宅で事務所を兼ねるものにおける2階部分にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受ける。
5. 木造2階建て、延べ面積290 m<sup>2</sup>の旅館で、2階部分の床面積の合計が150 m<sup>2</sup>のものは、内装の制限を受ける。

[No. 13] 都市計画区域内にある図のような敷地A、Bのそれぞれの敷地面積として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとし、川を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



	敷地Aの敷地面積	敷地Bの敷地面積
1.	156 m <sup>2</sup>	140 m <sup>2</sup>
2.	168 m <sup>2</sup>	140 m <sup>2</sup>
3.	168 m <sup>2</sup>	154 m <sup>2</sup>
4.	180 m <sup>2</sup>	154 m <sup>2</sup>
5.	180 m <sup>2</sup>	168 m <sup>2</sup>

[No. 14] 次の建築物のうち、建築基準法上、新築してはならないものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内における、2階建て、延べ面積200 m<sup>2</sup>の老人ホーム
2. 第二種住居地域内における、平家建て、延べ面積200 m<sup>2</sup>の倉庫業を営む倉庫
3. 準住居地域内における、平家建て、延べ面積60 m<sup>2</sup>の原動機を使用する自動車修理工場
4. 田園住居地域内における、平家建て、延べ面積200 m<sup>2</sup>の診療所
5. 工業専用地域内における、平家建て、延べ面積160 m<sup>2</sup>のせっけんの製造を営む工場

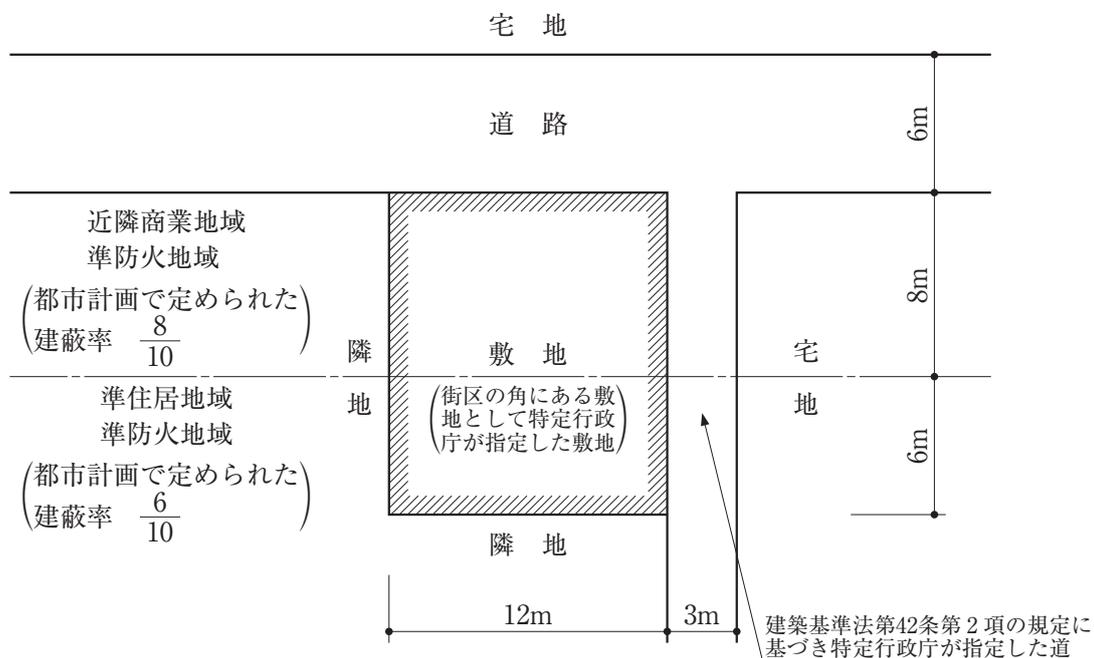
[No. 15] 第一種低層住居専用地域内において、木造2階建て、延べ面積80m<sup>2</sup>の一戸建て住宅に自家販売のために食品製造業を営むパン屋を増築して兼用住宅とする場合、次のA及びBの組合せのうち、建築基準法に適合するものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

A：パン屋として増築する部分の床面積

B：パン屋に設ける原動機の出力の合計

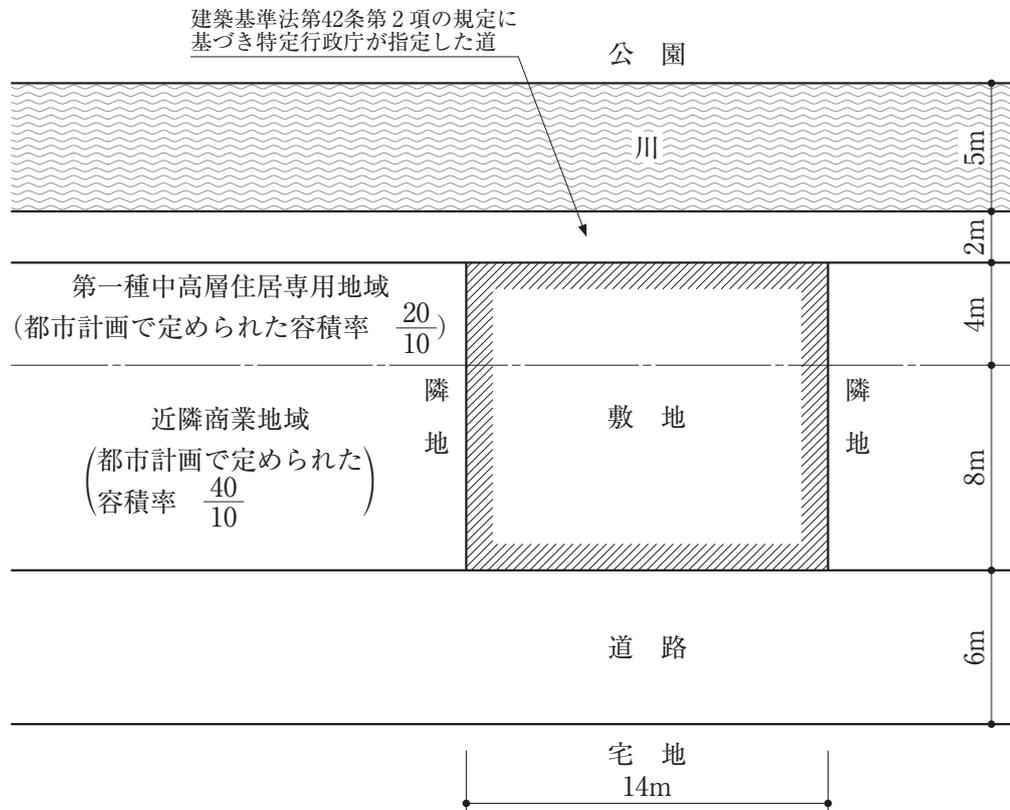
	A	B
1.	40 m <sup>2</sup>	1.00 kW
2.	50 m <sup>2</sup>	0.75 kW
3.	60 m <sup>2</sup>	0.50 kW
4.	70 m <sup>2</sup>	1.00 kW
5.	80 m <sup>2</sup>	0.75 kW

[No. 16] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる準耐火建築物の建築面積の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



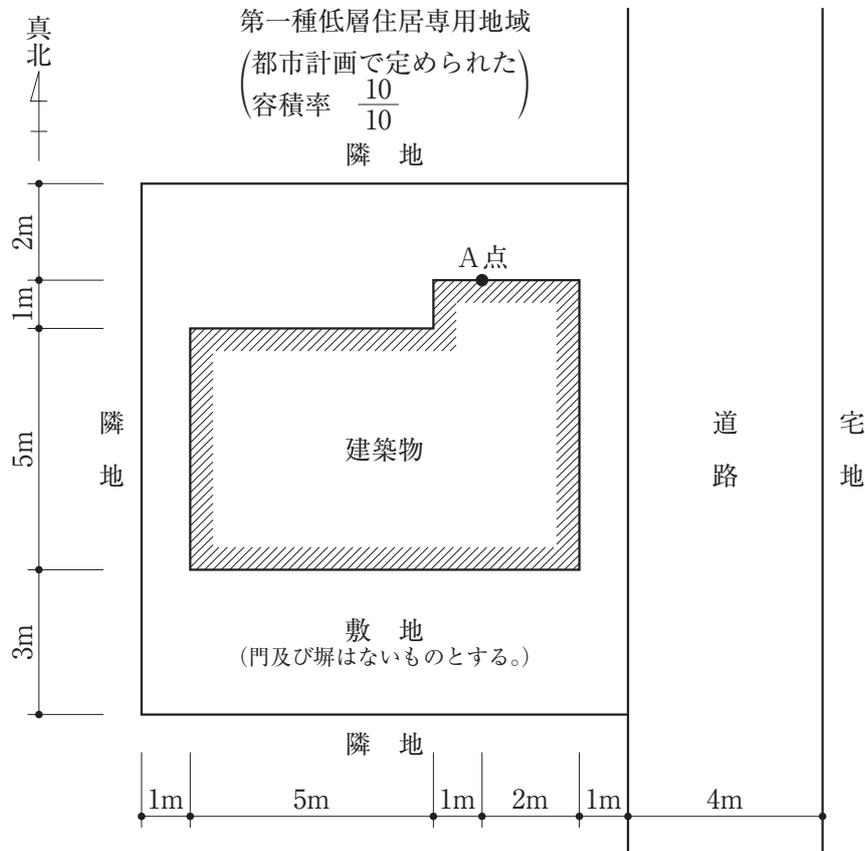
1. 115.0 m<sup>2</sup>
2. 125.4 m<sup>2</sup>
3. 131.1 m<sup>2</sup>
4. 147.2 m<sup>2</sup>
5. 153.6 m<sup>2</sup>

[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、川を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 448.0 m<sup>2</sup>
2. 459.2 m<sup>2</sup>
3. 487.2 m<sup>2</sup>
4. 504.0 m<sup>2</sup>
5. 515.2 m<sup>2</sup>

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。



	計 算 式	高さの最高限度
1.	$2 \times 1.25 + 5$	7.50 m
2.	$2 \times 1.5 + 5$	8.00 m
3.	$(4 + 1 + 2) \times 1.25$	8.75 m
4.	$(1 + 4 + 1 + 2) \times 1.25$	10.00 m
5.	$(2 + 1 + 4 + 1 + 2) \times 1.25$	12.50 m

〔No. 19〕 防火地域又は準防火地域に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合において、その建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
2. 防火地域内の高さ 2.5 m の広告塔で建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
3. 準防火地域内において、地階を有しない 2 階建て、延べ面積 120 m<sup>2</sup> の木造一戸建て住宅を新築する場合、その主要構造部は準耐火性能を有するものとしなければならない。
4. 準防火地域内において、外壁が耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
5. 防火地域又は準防火地域内の一戸建て住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。

〔No. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 道路に 2 m 以上接していない都市計画区域内の敷地において、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物等で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、建築することができる。
2. 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から 1 月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
3. 市町村は、地区整備計画等が定められている地区計画等の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。
4. 確認済証の交付を受けた後でなければすることができない建築物の建築の工事を、確認済証の交付を受けなかった工事施工者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。
5. 確認済証の交付を受けた建築物の建築主は、建築物の工事現場の見易い場所に、当該確認があった旨の表示をしなければならない。

〔No. 21〕 木造建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士は、木造建築士免許証に記載された事項等に変更があったときは、免許を受けた都道府県知事に対し、木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。
2. 木造建築士は、設計図書の一部を変更した場合においては、その設計図書に木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。
3. 木造建築士は、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項を除き、木造の建築物に関する業務に限って、建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理を行うことができる。
4. 木造建築士は、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項を除き、木造の建築物に関する調査又は鑑定を行うことができる。
5. 木造建築士は、開設者の異なる2か所の木造建築士事務所の管理建築士を兼ねることができる。

〔No. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、工事監理受託契約を締結したときは、書面の交付に代えて、建築士法施行令の定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができる。
2. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、所定の「重要事項」の説明等をさせなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績、属する建築士の氏名等を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
4. 建築士事務所の管理建築士は、その者と建築士事務所の開設者とが異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定等について、当該建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。
5. 建築士事務所の管理建築士は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

〔No. 23〕 用語とそれを規定している法律との組合せとして、誤っているものは、次のうちどれか。

1. 浄化槽管理士 ————— 下水道法
2. 移動等円滑化促進地区 ————— 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
3. 長期使用構造等 ————— 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
4. 伝統的建造物群 ————— 文化財保護法
5. 技術管理者 ————— 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

〔N o. 24〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」は、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ること等を目的とする。
2. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、解体工事に係る部分の床面積の合計が80 m<sup>2</sup>以上の木造建築物の解体工事の受注者は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。
3. 「宅地造成及び特定盛土等規制法」上、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、原則として、工事主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
4. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、住宅新築請負契約においては、請負人は、工事の完了した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令」で定めるものの<sup>かし</sup>瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、所定の担保の責任を負う。
5. 「特定住宅<sup>かし</sup>瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、住宅建設<sup>かし</sup>瑕疵担保責任保険契約は、住宅を新築する建設工事の発注者が当該建設工事の請負人である建設業者から当該建設工事に係る新築住宅の引渡しを受けた時から10年以上の期間にわたって有効でなければならない。

〔N o. 25〕 次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
2. 「市街化調整区域」は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める区域をいう。
3. 「地区計画」は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とする。
4. 「第一種低層住居専用地域」は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域をいう。
5. 「高度地区」は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区をいう。

